

株式交付費の会計

池 田 幸 典

Accounting for Stock Issuing Cost

Ikeda Yukinori

Summary

This paper examines accounting for stock issuing cost. Series of transactions from stock issuance to payment of stock issuing cost need to consider by dividing into three elements; contribution from stockholders to the issuing company for the stock issuance, payment of stock issuing cost by the issuing company, and payment of personal cost by stockholders. The last element is often overlooked, but it should be considered in line with the series of transactions. The transaction cost that individual stockholders owe is not considered neither of the company's cost nor deduction of contributed capital. If stockholders do not pay their personal stock trading commissions and the stock issuing company assumes them as underwriting commissions on the stockholders' behalf, the commissions which the stockholders are personally responsible to pay is considered to be included in underwriting commissions. Thus, the components of stock trading commission which are included in underwriting commission are neither deemed cost nor deduction of contributed capital of the stock issuing company.

1. 資金提供者と会社・資金提供者以外の利害関係者との取引の存在を考慮する必要性

ある取引と別の取引が結びついた複合的な契約のうち、資本取引が関連するものの会計処理は、発生する一連の契約に対する捉え方の問題（契約の中にどのような取引が存在すると見なしうかという問題）と、それぞれの取引に対する、資本取引の定義や、あるいは負債・持分の定義の適用の方法の問題に、分けて考えることができる（池田 [2008] 111-112頁）。このような項目の典型として、新株予約権や転換社債型新株予約権付社債（転換社債）などが、しばしば取り上げられる。新株予約権については、将来の株式発行の可能性についての考え方により、導き出される会計処理が異なる。将来株式が発行されることを前提に、将来の株式発行取引と新株予約権の取引とを結び

つける見解もあれば、将来株式が発行されることは現時点では不明なので、新株予約権の取引を株式発行取引とは独立のものと捉える見解もある。また、転換社債型新株予約権付社債は、転換権と社債を区分処理する場合と、両者を分けずに一括処理する場合とでは、損益の額が異なる可能性がある（池田〔2008〕108-110頁）。

これらの場合、資金提供者と会社との関係において、かかる複合的な契約に対する捉え方を考慮すればよく、会社・資金提供者以外の利害関係者の存在を考慮する必要はない。しかし、現実にはさらに、資金提供者と会社との関係、会社と会社・資金提供者以外の利害関係者との関係、そして資金提供者と会社・資金提供者以外の利害関係者との関係という、3つの関係を考慮して、取引実態の把握を行う必要がある場合もある。その一例として、株式交付費が挙げられる。株式交付費は「株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料、証券会社の取扱手数料、目論見書・株券等の印刷費、変更登記の登録免許税、その他株式の交付等のために直接支出した費用」であり（企業会計基準委員会〔2006a〕3（1））、通常、会社・資金提供者以外の利害関係者に対して支払われる。そして株式交付費は、株式発行取引と関連を有する項目である。株式交付費を会計処理する際、資金提供者と会社・資金提供者以外の利害関係者との関係を考慮に入れ、資金提供者と会社・資金提供者以外の利害関係者との取引の存在を考慮する必要性はないのであろうか。

本稿では、株式交付費の会計処理について検討することによって、資金提供者と会社と会社・資金提供者以外の利害関係者との三者の関係において、複数の取引が結びついた複合的な契約に対する捉え方を考慮する際の手掛りを得ることとしたい。

2. 株式交付費の会計処理方法

ここでは、従来提起されてきた株式交付費の会計処理方法を挙げ、その根拠を見ていく。

（1）株式交付費の会計処理方法の諸説

① 資本控除処理（資本取引）

これは株式交付費を、株式発行によって受け入れた拠出資本からの控除として処理するものであり、株式の発行価額から株式交付費を控除した額を、株主が資本として払い込んだと見なすものである。すなわち、資本取引の範囲に株式交付費の支払を含める形で、資本取引を拡張して捉えるものであると解釈される（万代〔2007〕22-24頁）。あるいは、株式発行取引と株式交付費の支払取引を結びつける（IASB〔2008〕par.BC33）形で、株式交付費の支払と株式発行を連続した一連の取引と見なし、その全体を一つの資本取引と見ているために、株式交付費も資本控除処理する。

株式発行取引と株式交付費の支払取引を結びつけて考える場合、株式発行以前に支払った付随費用については、将来の株式発行と結びつくか否かは、支払時点では不明なので、さしあたり仮払金としておき、株式を発行した場合は、受取金額から付随費用を控除した額を拠出資本の増加額とす

るが、発行を中止した場合などは、費用計上することになる¹。他方、株式発行取引と株式交付費の支払取引とを切り離して別個の取引と考え、付随費用支払を資本取引と見る場合、株式発行以前に支払った付随費用についても、将来の株式発行と結びつくか否かに関わらず、拠出資本からの控除として処理することになる。

② 繰延資産処理

これは株式交付費を繰延資産として処理し、その効果が持続する期間にわたって償却を行う方法である。ここでは、株式発行取引と、その付随費用支払取引を、別個の取引と見なしている。そして、株式交付費の支払が株主への払戻に当たらないため資本取引ではなく、また、株式交付費を会社の財務費用と見なしている。しかし、支出の効果は株式の発行後も持続するため、費用収益対応の観点から、繰延資産として処理するものである²。

繰延資産の資産性を巡っては、商法学者と会計学者は対峙してきている³。商法学者はこれまで、繰延資産は換金性が無いが故に資産として解することができず、その計上には否定的であった（大住〔1974〕136頁）。債権者保護の立場からは、繰延資産を計上・表示することは好ましくなく、繰延資産は政策的に認められたものなので限定列举とするのが妥当である（田中〔1944〕237-238頁）としていた。商法学者の間では、現在でもこの見解が多数説であるが、費用の繰延の性質を有するものは繰延資産として商法上認めても良いとする説（西山〔1987〕205頁）も有力である（弥永〔2004〕175頁）。

これに対し、会計学者は従来、繰延資産の計上を認めるべきとした上で、繰延資産の性質について

- 1 こうした処理を規定する例として、米国の実務と国際会計基準第32号がある。米国の実務では、証券取引委員会（SEC）のスタッフ会計公報Topic 5-A『株式の発行費用（Expenses of Offering）』により、株式発行以前に支払った付随費用については、仮払金等の勘定で繰り延べておき、発行によって受け取った手取金額から控除する（すなわち拠出資本のマイナスに振り替える）が、株式発行を中止した場合や、発行を予定より90日を超えて延期する場合は、費用として処理する。他方、国際会計基準第32号では、資本取引に係る取引コストは、資本取引と結び付けられ、拠出資本からの控除とされる（IASB〔2008〕pars.35-39, par.BC33）ため、中止された（abandoned）資本取引に関連する付随費用は、費用として認識される（IASB〔2008〕par.37）。なお、いずれの場合も、関連する税効果を控除するとされている（FASB〔1992〕par.36(c)、IASC〔2000〕par.61）。日本では、会社計算規則第37条第1項第2号において、株式交付費を資本金等増加限度額の算定に当たって減額することを認めているが、会社計算規則第11条により、会社計算規則第37条第1項第2号の当該規定は、当面適用されない。なお、IASBとFASBの共同プロジェクトである「負債・持分プロジェクト」では、株式交付費を費用処理する方向で合意している（FASB〔2005〕p.3）ことから、このような資本控除処理は、国際的には許容されなくなる可能性がある。
- 2 こうした理由により、従来日本では、株式交付費について、繰延資産処理を容認しており、企業会計原則や旧商法でも認めている。日本の実務対応報告第19号では、費用処理を原則としながらも、企業規模の拡大のために資金調達などの財務活動に係る株式交付費については、繰延資産処理も認めている（企業会計基準委員会〔2006a〕3（1））。株式交付費を繰延資産処理した場合、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却をしなければならない。しかし、株式の発行によって得られた金額は返済義務を負わないので、株式交付費の効果は将来継続する。ゆえに、「3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却をしなければならない」という時の「3年」という期間には、客観的な理論的根拠がない（企業会計審議会〔1962〕第一の三の二を参照）。
- 3 制度上、商法や会社法では、昭和13年商法改正から昭和37年商法改正にかけて、商法上計上できる繰延資産の項目は増加し、昭和37年商法改正において、会計原則の立場で認められる繰延資産の範囲と、商法の立場で認められる繰延資産の範囲とは一致した（大住〔1974〕137頁、渡辺〔2007〕94-108頁）。しかし、配当可能利益の限度額の計算においては、繰延資産のうち、開業費・試験研究費・開発費の額を控除してきた。現在、会社法では、これまで規定されていた建設利息が廃止され、それ以外の繰延資産については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」を斟酌することとされ、その範囲を会計基準に委ねる姿勢をとっている（弥永〔2007〕490-491頁、会社計算規則第106条第3項第五号）。その結果、これまで繰延資産として計上されてきた社債発行差金は、実務対応報告第19号の規定により、繰延資産としては計上されない。ただし、分配可能額の計算の際には、繰延資産は「のれん等調整額」に含まれ、分配可能額から控除される（会社計算規則第186条第一号）。他方、会計制度上は、企業会計原則注解15や連続意見書第五により、費用収益対応原則と費用配分原則により、繰延資産の計上が認められてきた。そして現在でも、計上される繰延資産の範囲こそ変更されているものの、実務対応報告第19号により、創業費、開業費、株式交付費、社債発行費等、および開発費が、繰延資産としての計上が容認されている。

ては、支払が完了し（または支払義務の発生が完了し）、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、支出の効果が将来に発現すると期待される費用と見るもの（中村 [1975] 304頁）と、利益計算の平準化のための項目と見るもの（沼田 [1992] 180頁）に分かれていた（寫村 [1985] 251-252頁）。しかし、連続意見書第五（企業会計審議会 [1962] 第一の二）をはじめ、多数説は前者を採り（寫村 [1985] 251頁）、繰延資産を、費用収益対応の原則および費用配分の原則から導き出された、効果が将来に及ぶ支出（新井 [2000] 111頁）と見なしている。しかし、会計理論上、従来のように費用収益対応原則と費用配分原則を重視する立場からではなく、資産を経済的資源に限定する立場（FASB [1985] par.25-28）からは、繰延資産のうち、将来キャッシュ・フローと結びつかないものは、経済的資源ではないので、資産としては計上されなくなる（森川 [2008] 128-129頁、178頁）。

③ 費用処理

これは、株式交付費を費用として処理するものである。その論拠としては、株式発行に要した費用が資本取引ではなく、会社の財務費用であることがあげられる⁴。ここでは、株式発行取引と、その付随費用支払取引を、別個の取引と見なしている。これらの点は繰延資産処理の論拠と同じである。しかし、株式交付費には換金性がなく、また株式交付費の存在によって将来の収益の増加が保証されるわけではないため、資産に該当しないために、費用として処理するものである。

また、株式交付費を費用処理するのは、株式交付費の支払が会社の支払義務の発生に伴うものであるから、という解釈も可能である。費用は、会社に義務（負債）が生じた結果として発生する⁵。それは第一義的に会社の義務であるからこそ、会社の財務諸表に負債として計上され、そしてその見合いとして、費用計上が行われることになる。

あるいは、会社外部の当事者がサービスを提供することで、当該当事者に、会社への請求権（会社から見れば義務）が生じるとも考えられる。会社が受け入れたサービスは費消されて、費用が発生し、そして、当該当事者の請求権は、現金等の支払により決済される。このように考えたとしても、株式交付費は、受け入れたサービスの費消に当たるため、資本控除にはならず、費用になる。

（2）設例による整理

以上の諸説を、設例と仕訳を用いて整理すると、以下のようになる。

（設例）6月1日、B社（決算日：12月31日）は公募増資のために、証券会社の取扱手数料1,200、公募増資の広告費用300、登記費用300を全額当座預金によって支払った。その後、6月30日に、株

4 日本の実務対応報告第19号では、この処理を原則的な方法としている。そこでは、株式交付費の支払が株主への払戻に当たらないこと、株式交付費は財務費用の性格が強いこと、そして、資金調達の方法は企業によって異なるので資金調達費用を会社の業績に反映させることが投資家に有用となることを、理由としている（企業会計基準委員会 [2006a] 3 (1)）。

5 そして会社は、その義務を履行するために支払を行う。そのため、貸方に資産が、借方に費用が計上されることも多い。これは、負債の発生に伴う費用の計上の仕訳と、資産の引渡に伴う負債の消滅の仕訳とが、同時に起こっているからである。

主Aは、B社の公募増資に応じ、100,000の現金を払い込んだ。B社はこれを全額当座預金に預け入れた。拠出資本に当たる金額は、全額資本金として処理する。株式交付費を繰延資産とする場合、3年で均等償却を行うため、期末に償却を行うが、実務対応報告第19号に従って月割で償却するため、6月30日から12月31日までの、6か月分に当る金額を償却する。なお、資本控除処理を行う場合、便宜上、米国財務会計基準書第109号および国際会計基準第32号にある税効果については、ここでは考慮しない。

日付	資本控除処理（仮払金で処理する場合）				資本控除処理（最初から資本控除とする場合）			
6/1	仮払金	1,800	当座預金	1,800	資本金	1,800	当座預金	1,800
6/30	当座預金	100,000	資本金	98,200	当座預金	100,000	資本金	100,000
			仮払金	1,800				
12/31	仕訳なし				仕訳なし			

日付	費用処理				繰延資産処理			
6/1	株式交付費（費用）	1,800	当座預金	1,800	株式交付費（繰延資産）	1,800	当座預金	1,800
6/30	当座預金	100,000	資本金	100,000	当座預金	100,000	資本金	100,000
12/31	仕訳なし				株式交付費償却	300	株式交付費（繰延資産）	300

（3）小括

株式交付費の会計処理について従来提示されてきた、これらの説がとる論拠を整理していくと、おおむね3つの論点がある。すなわち、一取引と見るか二取引と見るか、資本取引の定義に合致するか、繰延すべきかという、3点である（図1）。株式の発行と付随費用の支払を一つの取引と見る場合は、株式交付費の支払取引も株式発行取引も、一括で資本取引と見なされる。他方、二取引と見る場合は、付随費用の支払と株式発行を、別個のものと見ていることになる。その上で、付随費用の支払を資本取引と見なすうかが論点となる。そしてそれは、資本取引の定義とも関係する。

そして、株式発行取引と株式交付費支払取引を、別個の2つの取引から成るものと見なし、株式交付費の支払取引を資本取引と見なさないのであれば、費用処理または繰延資産処理が導き出される。ここで繰延の必要性は、資産の定義とも関連する。資産を将来収益力を生む経済的資源

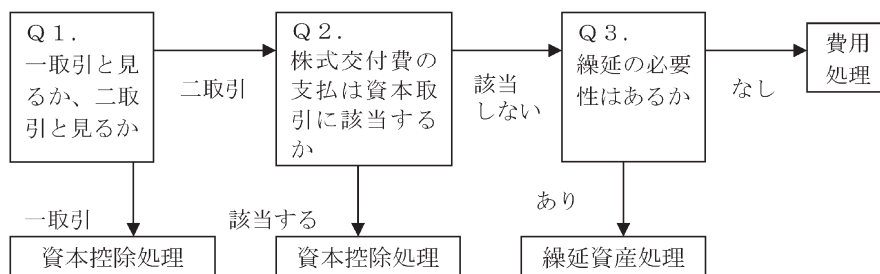


図1 株式交付費の会計を考えるためのフローチャート

(FASB [1985] par.25) と定義するなら、繰延処理は認められないであろう。他方、資産を「次期以降に費用として将来の収益に対応させられる未決状態の費用」(Paton and Littleton [1940] p.25) と定義するなら、繰延処理が認められる余地がある。

3. 従来提示されてきた会計処理の問題点

これまで、株式交付費の会計処理としては、前述の3つの方法が提示されてきた。本節では、これらの方法において考えられる問題点を指摘する。

(1) 資本控除処理の問題点

資本控除処理については、株主と会社の取引と、会社と会社・株主以外の他の利害関係者の取引を結びつけることができるかという疑問がある。当事者が会社と株主だけであれば、複数の取引を1つに結びつけることは可能かもしれない。しかし、株式発行取引が株主と会社の取引であるのに対して、株式交付費の支払取引は多くの場合、会社と株主・会社以外の利害関係者との取引である。このため、この2つの取引を1つの連続した取引として結びつけるのは、論理的に無理がある。

また、株式交付費の支払取引を株式発行取引から切り離して考えたとしても、株式発行にかかる付随費用は、直接に株主に払い戻される性質のものではなく、その支払自体は資本取引とはいえない。ここで資本取引の範囲について検討してみよう。

会計主体は概ね、エンティティ論のように、会社を株主（資本主）とは別の存在として捉えるものと、資本主論のように、会社と株主（資本主）の関係を重視するものに分けることができる（新井 [1963] 225-226頁、佐藤 [2008] 9-11頁）。エンティティ論では、債権と株式を同等に扱う（佐藤 [2008] 9頁）が、債権と株式の共通点は、いずれも会社の資産に対する請求権であることである。この点は、会社を債権者・株主から独立したものと見なす純粹エンティティ論も、会社の経営者を債権者および株主の代理人と見る代理人的エンティティ論も共通している⁶。

純粹エンティティ論に立つと、債権者も株主も、会社から見て外部者になる（佐藤 [2008] 10-11頁）ため、債権者・株主と会社との間でなされる、資産に対する請求権と資産等との交換取引は、会社の内部構成員が資金を拠出するという意味での資本取引とはいえず、すべて資産・負債の間の交換取引となる。また、債権から生じる利息や株式から生じる配当は、すべて費用になる（Anthony [1984] pp.77-80）。ゆえに、株式と資産・負債とを株主と会社との間で交換する取引は、債権者と会社との間での資産・負債の交換と同じに扱われるので、利息も配当も費用と見なされ、その結果、株式交付費も拠出資本からの控除ではなく、費用になる。

6 エンティティ論は、会社を債権者・株主から独立したものと見なす、純粹エンティティ論と、会社の経営者を債権者および株主の代理人と見る、代理人的エンティティ論とに分けることができる。山榘 [1954] 51-63頁、および佐藤 [2008] 10頁を参照。

これに対し、代理人的エンティティ論においては、会社の資産に対する債権者・株主の請求権と、資産等を、会社と資金提供者が交換することを、資本取引と呼ぶ。そして、かかる請求権に伴う配当や利息の支払も、資本取引に含まれる（Paton and Littleton [1940] pp.43-44）。したがって、会社外部の当事者（債権者・株主）が会社に財・サービスを提供し、会社が当該当事者に対して、資産に対する請求権を付与する取引は、資本取引になる。株式交付費の場合、会社外部の当事者（証券会社、法務局、印刷業者など）がサービスを提供することで、当該当事者に、会社への請求権が生じる（会社から見れば、当該当事者に対する義務が生じる）。この取引の部分は、資本取引である。しかし、会社が受け入れたサービスは消費されて、費用が発生し、そして、当該当事者の請求権は、会社が現金等の支払を行うことにより決済される。このように考えると、株式交付費は、受け入れたサービスの費消に当たるため、資本の控除にはならず、費用になる。

他方、資本主論では、株主が会計主体になるため、資本取引は、株主と会社との間の、株式と資産等の交換を指す。そして、株式に対する配当も、資本取引になる⁷。ここでは、資本取引の範囲は「株主と会社との間で、株式と資産・負債を交換する取引、及び株式に基づく配当の支払」に限定されるが、株式交付費の支払取引は株主と会社との取引ではなく、会社と会社・株主以外の他の利害関係者との取引であるため、資本取引に該当しない。

たとえ、全ての株式を証券会社が引き受けて、引受証券会社が株主であったとしても、引受証券会社に支払う引受手数料は、株式の権利（自益権）によって支払われるものではないため、配当等の資本払戻とは異なり、やはり資本取引とはいえない。

（２）繰延資産処理の問題点

繰延資産処理の問題点は、繰延資産処理が認められるか否かにある。繰延資産処理の可否は、資産の定義による⁸。資産が将来収益力を生む経済的資源（FASB [1985] par.25）であるなら、繰延処理は認められないであろう。他方、資産を「次期以降に費用として将来の収益に対応させられる未決状態の費用」（Paton and Littleton [1940] p.25）と定義するなら、繰延処理が認められる余地があるかもしれない。

しかし繰延資産は、支出をすでに行い、それに伴う役務の提供を受けたものについて、支出の効果が将来にわたるために費用と収益を期間対応させることを理由に、費用計上を繰り延べ、将来にわたって費用配分するものである（新井 [2000] 111頁）。株式には通常、返済義務が無いため、継続企業を前提にすれば、株式交付費の効果は将来にわたり永続する。したがって、株式交付費は償却すべきではないことになる（山梈・寫村 [1992] 275頁）。

しかし、株式交付費は、費用収益対応の原則に基づいて計上したものであるから、償却しなけれ

7 とはいえ、株主と会社との取引全てが、資本取引になるわけではない。したがって、「株主と会社との取引」という資本取引の定義は、より厳密には、「株主の自益権に基づく、株主と会社との間での資産・負債の移動」となる。池田 [2008] 111-112頁を参照。

8 資産の定義を整理したものとして、Miller and Islam [1988] pp.7-38を参照。

ば費用収益の対応は図られない⁹。費用収益の対応を最初から図ることのできないような繰延資産を計上すべきではなく、したがって、株式交付費は繰り延べることなく、全額即時に費用とせざるを得ないものと考えられる¹⁰。

かりに、株式交付費を償却するならば、将来の利益に応じて利益償却することになる（宇南山[1983] 183頁）。しかし、利益償却をするには、株式交付費を繰延計上してから将来の解散時までの合計利益を算出する必要がある¹¹、継続企業を前提にすればそれも不可能である。そもそも利益償却とは、「報告利益を平準化する方策として」、「利益の多寡に応じて減価償却を加減する慣行」を指し、正規の減価償却とは認められない（高寺[1982] 849頁）。そのため、利益償却は合理的な償却方法ではなく、制度・実務上も認められていない。これらのことより、株式交付費を繰延資産として計上することには、論理的に無理がある。

（3）費用処理の問題点

費用処理は、株式交付費が資本取引でなく、会社の財務費用であることを論拠としている。そして、株式交付費には換金性がなく、また株式交付費の存在によって将来の収益の増加が保証されるわけではないため、資産に該当しないことを論拠としている。また、前述のように、費用収益対応に基づく場合でも、株式交付費は論理的に償却額を決めることができないため、費用と収益を対応させるための償却ができず、繰り延べたそもそもの目的である費用収益対応が図られないため、株式交付費を繰延できないことも、費用処理を支持する理由となる。

しかし、会社が株式発行に伴う付随費用として支払った金額は、その全てが会社の費用なのであるだろうか。投資家を株主と見なした場合、投資家（株主）から見れば、投資家（株主）が株式を取得するには、通常、売買手数料が義務的経費として発生する。しかし、株式を発行する際に、投資家（株主）が株式を取得する場合、売買手数料は表面上生じない。これは、会社が取扱手数料または引受手数料という名目で、代わりに支払っているからである。したがって、会社が支払う取扱手数料（または引受手数料）の中には、本来投資家（株主）個人が払うべき売買手数料が含まれており、それを代わりに会社が支払っていると解しうる。つまり、会社には取扱手数料（または引受手数料）を支払う義務が生じ、会社はその義務を解除するために支払を行うが、そのうち、投資家（株主）

9 繰延資産は、効果の発現という事実を重視して将来の期間にわたって費用配分すべきであり（武田[2004] 233-234頁）、株式交付費も繰延資産である以上、毎期間効果が発現しているわけであるから、将来の期間にわたって費用配分すべきである。しかし、株式交付費の場合、効果が永続するため、配分すべき金額を合理的に算定することができない。したがって、株式交付費は、償却すべきではない繰延資産というよりもむしろ、合理的な償却額を算定できない繰延資産であると考えた方が、筋が通っているといえよう。

10 支出の効果が永続するという点では、創立費や開業費も同じである（山樺・寫村[1992] 275頁）ため、このことは株式交付費のみならず、創立費や開業費にも当てはまる。

11 解散時には、株式交付費を繰延処理してから解散までに計上した合計利益が算定できる。したがって、利益償却を行うには、繰り延べた株式交付費を、一期間の利益と合計利益との比率に従って償却し、過去の各期間にわたって適及的に費用配分することになる。しかし、この方法によれば、一期間に償却すべき株式交付費の金額が明らかになるのは解散時である。これは継続企業の前提に反するし、解散時になって過去の償却額が明らかになったところで、解散する会社に投資をする投資家はいない。また、この方法によると、解散以前の財務報告では常に、株式交付費を償却する前の利益数値が報告されていることになる。

個人の売買手数料に当たる部分は、第一義的には投資家（株主）の個人的な支払義務であり、会社はその義務に対する支払を、投資家（株主）の代わりにに行っているものと考えられる。したがって、会社が支払う取扱手数料（または引受手数料）のうち、投資家（株主）個人が支払うべき売買手数料の肩代わりに相当する部分は、会社の費用としては計上されるべきではないことになる。

よって、投資家を株主と見なした場合、投資家（株主）から見れば、会社が支払った株式交付費のうち、投資家（株主）個人が支出すべきと考えられる、投資家（株主）個人の売買手数料相当部分の代行部分は、会社の費用としては計上すべきではないことになる。

しかし、このような見解は、株主を投資家と見た場合にのみ成り立ちうる。株主を引受証券会社と見た場合には成り立たない。公募増資では多くの場合、投資家と会社の間には証券会社が仲介に入るが、買取引受¹²を行った証券会社がいったん全ての株式を引き受け、法律上最初に株主になるのは引受証券会社であることが多い。引受証券会社が株式を引き受けるために自らに引受手数料を払うことはありえない。

そこで、引受証券会社の位置づけが、問題になる。公募プロセスの結果として投資家が株式を取得し保有することを重視して、投資家を株主と見れば、投資家（株主）が証券会社に支払うはずの売買手数料を、会社が取扱手数料（または引受手数料）として代わりに支払っていると見なしうる。よって、株式交付に伴う付随費用のうちの一部は、会社の費用とならない。ここでは、引受証券会社は、株主というよりも単なる仲介者と見なされる。しかし、法律上、引受証券会社が最初に株主になることを重視して、引受証券会社を株主とみれば、上述の見方は成立せず、株式交付に伴う付随費用は、すべて会社の費用となる。

また、エンティティ論を採り、会社から見た場合には、株主からの資金抛出と、付随費用の支払しか考慮しなくてよい。会社から見れば、投資家と証券会社との取引は、会社には無関係の取引である。ゆえに、投資家が証券会社に支払う投資家個人の売買手数料相当部分の存在を考慮する必要はなく、株式交付に伴う付随費用は、すべて会社の費用になる。

4. 個人が支出すべき部分の会計処理 —投資家を株主と見なした場合の会計処理—

前節では、株式交付費について、資本控除処理を支持することはできず、また、繰延資産処理も支持できないという結論に達した。そして、エンティティ論に沿って会社の立場から見た場合には費用処理が妥当である。また、資本主論を採った場合でも、引受証券会社を株主と捉え、引受証券

12 買取引受とは、株式等を投資家等に取得させることを目的として、当該株式等の全部または一部を取得することを指す（金融商品取引法第2条第6項第一号参照）。これに対し、公募増資の方法には、残株引受という方法もある。残株引受とは、株式の全部または一部について他に取得する者がいない場合には残りの株式を取得する契約を結ぶことを指す（金融商品取引法第2条第6項第二号参照）。公募増資においては、買取引受によるものが圧倒的に多く、この場合、証券会社が、発行株式の最初の法律上の名義人として、全ての株式をいったん引受ける（江頭 [2008] 645-646頁）。米国でも、大企業における株式発行では多くの場合、引受人または投資顧問業者がいったん全ての株式を買い取り、彼らが投資家に販売する仕組みになっている（Schroeder et al. [2005] p.481）。

会社の立場から見た場合にはやはり、費用処理が妥当となる。

しかし、資本主論に拠った場合でも、投資家を株主と捉え、投資家（株主）の立場から見た場合には、会社が支払った金額の中に、株主たる投資家が個人的に支出すべき部分（すなわち、株主たる投資家が個人で支払うべき売買手数料相当部分）の肩代わり部分が存在している場合は、その部分は費用ではないことを指摘した。では、株主を投資家と捉え、投資家（株主）の立場から見た場合には、いかなる会計処理が導き出されるであろうか¹³。

株式発行に係る費用として会社が支払う金額の中に、会社が支出すべき部分のみならず、投資家としての株主が個人的に支出すべき部分が混在しているのなら、投資家としての株主の個人的支払に該当する部分は本来、株主と会社・株主以外の利害関係者との取引であり、会社の拠出資本や利益の額には影響しない。すなわち、会社による株式交付費の支出は、会社と会社・株主以外の利害関係者の取引に係る部分と、株主と会社・株主以外の利害関係者との取引に係る部分がある。その結果、株式の発行取引と株式交付費支払取引という、一連の契約は、本来は下記の図2のように、三つの取引に分解することができる。

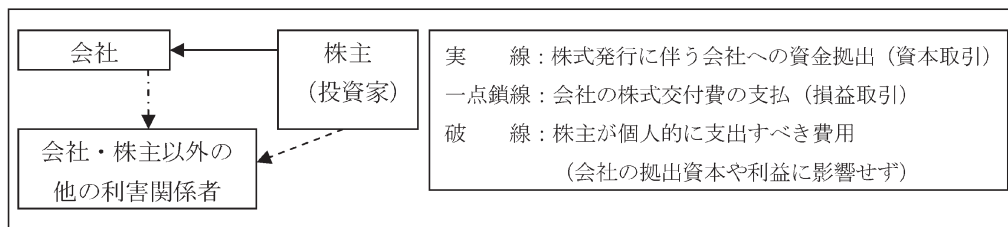


図2 取引の分解

しかし、前述のように、投資家としての株主が個人的に支出する、株式取得の付随費用のうち、会社が代わりに支払っていると見なしうる部分は限られている。せいぜい、公募増資等を行うに当たり、投資家（株主）が売買手数料を支払わない場合に、会社が支払う取扱手数料（または引受手数料）に含まれると思われる、投資家（株主）個人の売買手数料部分だけである¹⁴。公募増資において証券会社に手数料を支払うのは株式発行会社であるが、それは取扱手数料や引受手数料という名目で徴収される。公募増資では、投資家（株主）は証券会社に売買手数料を支払わないが、投資家（株主）個人が支払う売買手数料の部分は、会社が支払う取扱手数料や引受手数料の中に含まれていると考えられる。あるいは、投資家（株主）個人が支払う売買手数料の部分は、投資家（株主）から会社に払い込まれる金額に含まれているとも解される。

13 以降、本節では、株主を投資家と捉え、投資家（株主）の立場から見た場合の会計処理を検討する。

14 投資家は投資情報を得るために雑誌や新聞に支出を行っているし、売買注文を行うために電話をすることもある。インターネットで株式の売買注文を行うためには、インターネットのプロバイダ契約料金などが必要になる。これらの雑誌・新聞代や電話・インターネットの料金などは、会社や証券会社へ払い込まれるわけではない。これらは投資家個人が支出すべきものであり、株式発行会社に支払代行業せられるようなものではない。

また、この場合の勘定科目は、既存の勘定科目には適切なものは存在しない。したがって、既存の勘定科目によらず、新たに勘定科目を設定するとすれば、この場合の勘定科目は、株主が支払う義務について会社が資金を預かっている、または立て替えていることから、「株主支払義務立替額」「株主支払義務預り額」とするのが妥当と思われる。あえて既存の勘定科目を当てはまれば、当初は仮受金・仮払金とするしかない。既存の勘定科目で最も性質に近いものは立替金・預り金であるが、立替金・預り金は債権・債務の勘定であり、この場合には当てはまらない。勘定科目を仮受金・仮払金とすると、投資家（株主）個人が支払う費用額が確定した時に、仮受金・仮払金から振り替える形で、拠出資本金の金額や株式交付費の金額から調整せざるを得ない。

先の設例において、投資家を株主と見たとき、投資家（株主）が株式を100,000円で購入するのに必要な売買手数料300円が、会社が支払った取扱手数料（または引受手数料）に含まれていると見なせば、以下のように仕訳される。ここでは、既存の勘定科目によらず、投資家（株主）個人が支払う金額相当部分を、「株主支払義務立替額」または「株主支払義務預り額」として処理しておく。

6/1	株主支払義務立替額	1,800	当座預金	1,800
6/30	当座預金	100,000	資本金	99,700
	株式交付費	1,500	株主支払義務立替額	1,800

上の仕訳は、投資家（株主）個人が株式を購入する売買手数料の金額が、投資家（株主）が資金の拠出を行うまで、事前には分からない場合である。投資家（株主）個人が株式を購入する売買手数料の金額（300円）が事前に判明している場合は、以下の仕訳になる。

6/1	株主支払義務預り額	300	当座預金	1,800
	株式交付費	1,500		
6/30	当座預金	100,000	資本金	99,700
			株主支払義務預り額	300

したがって、投資家としての株主は、99,700円を会社に拠出し、（会社を経由して）会社以外の利害関係者に300円を個人的に支出したと見なすことができる。そして、会社が計上すべき株式交付費は1,500円となる。

5. 契約を細分化して会計処理する必要性

本稿では、株式交付費の会計処理について検討してきた。株式交付費についてこれまで提示されてきた会計処理には、いくつかの問題点があり、資本控除処理および繰延資産処理は、支持できないという結論に達した。そして、エンティティ論に沿って会社の立場から見た場合には費用処理が妥当である。資本主論を採った場合でも、引受証券会社を株主と捉え、引受証券会社の立場から見た場合にはやはり、費用処理が妥当となる。しかし、資本主論に拠った場合でも、投資家を株主と捉え、投資家（株主）の立場から見た場合には、株式交付費のうち、投資家（株主）個人の支出に

帰するものについては、会社の費用に含めず、拠出資本の控除ともしない会計処理の方法を提案した¹⁵。具体的には、投資家（株主）が個人で支払うべき売買手数料を投資家（株主）が支払っていない場合に、会社が支払う取扱手数料（または引受手数料）の中に、投資家（株主）が支出すべき売買手数料の部分が含まれているものと捉え、投資家（株主）が個人で支払うべき売買手数料の、会社による肩代わりと考えられる部分を、会社の費用にも含めず、拠出資本の控除ともしないで処理することを提案した¹⁶。

資金提供者と会社と会社・資金提供者以外の利害関係者との、三者が関係する契約の場合、資金提供者と会社・資金提供者以外の利害関係者との間でなされた取引は、会社の取引ではないため、会社の利益や拠出資本の額には影響しない。したがって、複数の取引が連続する一連の契約で、資金提供者と会社と会社・資金提供者以外の利害関係者の三者が関連する契約においては、資金提供者と会社との取引、会社と会社・資金提供者以外の利害関係者との取引、および資金提供者と会社・資金提供者以外の利害関係者との取引の3つに分解して、会計処理を考慮しなければならない。

これらの検討を要する項目の別の例として、株式スプレッド¹⁷が挙げられるが、実務上、株式スプレッドは株式発行に係る手数料（取扱手数料または引受手数料）と考えられている¹⁸ため、株式スプレッドには、会社が支払うべき取扱手数料（または引受手数料）と、投資家が個人で支払うべき売買手数料とが混在しているものと考えられ、その会計処理について、改めて検討する必要があるものと考えられる¹⁹。

従来、株式交付費については、繰延資産の会計問題の一部として論じられてきた。また、従来は、資本取引と損益取引の区分も問題とされていた。しかし、費用発生基礎となる義務の存在（義務

15 なお、付言すれば、株式発行の際に、株主としての投資家が個人で支出すべき売買手数料が存在し、それを株主としての投資家個人が支出していないとすれば、それを新しく株式を取得する新株主（すなわち投資家）にのみ負担させるのが、新旧株主間の衡平を図るという意味では合理的である。そのためには、株主としての投資家が個人で支出すべき売買手数料に係る金額を、株式発行時に証券会社が新株主（すなわち投資家）から追加徴収するか、新株主に配当を行う際に当該金額を控除して支払う方法が考えられる。この提言は、会計に関するものというよりも、会計の外の制度設計に関するものであるが、新旧株主間の衡平を図る観点からは、こうした方法の方が望ましいかもしれない。この場合、会計上は、投資家（株主）が個人で証券会社に支払うべき売買手数料の金額を、会社が取扱手数料（または引受手数料）の形で肩代わりすることになるので、投資家を株主と見た場合、会社が取扱手数料（または引受手数料）を支払う前に投資家（株主）から資金を受け取った場合には、売買手数料に相当する金額は預り金として処理されるし、投資家（株主）から資金を受け取る前に会社が取扱手数料（または引受手数料）を支払った場合には、投資家（株主）個人の売買手数料に係る金額は立替金として処理される。その意味において、本稿（とりわけ第4節）における会計処理方法の提案は、日本の現行の株式会社制度や資金調達方法を前提にしたものである。新旧株主間の衡平の問題は、第一義的には資金調達方法や法制度、あるいは証券取引規制の問題であり、新旧株主間の衡平が保たれず、新旧株主間での富の移転を引き起こす取引が発生すれば、会計上その取引が資本取引であるか損益取引であるかを、資本取引の定義に照らして判断することになる。

16 ただし現実問題として、株主たる投資家が個人で株式売買を行う際に支払う売買手数料を、株式発行会社側が知りうるのは難しいかもしれない。かりにそうであるならば、株式交付費は、全額費用処理するのが現実的であるかもしれない。しかし、株主たる投資家個人が株式売買を行う際に支払う手数料を会社が把握することは、現実には困難かもしれないが、理論上、全くできないというわけではない。理論上の可能性を提示することは、「やってやれないことはない」状態になった時には意味を持つと思われる。

17 株式スプレッドとは、株式公募において、ブックビルディング方式等によって決定された公開価格（すなわち募集価格）と、証券会社の引受価額との差額である。公募増資においては、投資家から受け取った現預金等のうち一部を、引き受けた証券会社が取扱手数料（または引受手数料）として徴収し、残りの金額を引受価額として会社に払い込む方式、すなわちスプレッド方式が採られることが多い。公募増資等において、スプレッド方式を採用すると、株式スプレッドが発生する。

18 現行制度上、株式スプレッドは貸借対照表や損益計算書に計上されないが、実務上、「事実上の引受手数料」であると注記される。例として、大阪証券金融株式会社の平成19年3月期の有価証券報告書の注記や、株式会社セキュアヴェイルの平成19年3月期の有価証券報告書の追加情報の注記、および株式会社アーバネットコーポレーションの平成19年6月期の有価証券報告書の追加情報の注記などを参照。

19 その詳細は、別に論じる予定である。

が存在するか否か）、および義務の所在（義務が会社にあるのか、株主にあるのか）についても検討する必要がある。現在では、負債であることの要件として、「支払義務が存在すること」を挙げることが多い（FASB [1985] par.35、IASC [1989] par.49 (b)、企業会計基準委員会 [2006b] 第5項）が、それに加え、その義務が会社の義務なのか、株主の個人的義務であって会社の義務ではないのかを考察する必要がある。また、繰延処理については、効果が永続する繰延資産を計上できることに對して、費用配分および費用収益対応の観点から疑問がある。効果が永続する繰延資産の償却は、理論上は不可能であるが、繰延資産を償却しなければ、費用収益対応が成立せず、繰延資産計上を認めるそもそもの理由が失われることになる。

なお、投資家たる株主が個人で支払うべき売買手数料の会社による肩代わり分を、会社の費用、もしくは拠出資本からの控除としない会計処理は、投資家を株主と見なし、投資家（株主）の立場から見なければ導き出されない。なぜなら、引受証券会社や会社から見れば、投資家たる株主が個人で支払うべき売買手数料の、会社による肩代わり分の存在は考慮されないからである。ゆえに、株主個人に帰すべき支出の有無は、会計主体との関わりでも考慮すべき問題である。

そして、多くの公募増資において最初に法律上の株主となる、引受証券会社の位置づけについて、考慮を要する。法律上、会社から株式を最初に受け取り、最初に株主になるのは、仲介業務を行う引受証券会社である。引受証券会社を株主と見た場合、株式交付費は、株主に対する株式の権利に伴う拠出資本の払戻とは見なされず、費用になる。しかし、株式発行の結果として株式を保有するのは、引受証券会社ではなく投資家であり、引受証券会社は仲介者とみることもできる。よって、投資家を株主と見なして、投資家（株主）の立場で会計処理を検討すれば、投資家（株主）が個人で支払うべき売買手数料の、会社による肩代わり分は、会社の費用や拠出資本に含めずに処理される。法律を重視するか、株式発行の結果投資家が株主になることを重視するかで、結論は異なる。株式交付費の会計は、株式発行と、その付随費用の支払という、連続した一連の契約の実態をいかに捉えるかに係っている。

（いけだ ゆきのり・本学経済学部准教授）

（本稿は平成19年度および平成20年度科学研究費補助金〔若手研究（B）・課題番号19730304〕の交付を受けた研究成果の一部である。）

参考文献

- 新井清光 [1963] 「会計主体論争」 飯野利夫・山梶忠恕編集『会計学基礎講座 1 企業会計原理』有斐閣、225-236頁。
- 新井清光 [2000] 『新版財務会計論（第5版）』中央経済社。
- 池田幸典 [2008] 「資本取引概念と資本取引・損益取引の区分」『會計』第173巻第3号、104-114頁。
- 宇南山英夫 [1983] 『企業会計原則精解（改訂版）』中央経済社。
- 江頭憲治郎 [2008] 『株式会社法（第2版）』有斐閣。
- 大住達雄 [1974] 『新版商法の計算理論』同文館。
- 企業会計基準委員会 [2006a] 『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い』実務対応報告第19号。

- 企業会計基準委員会 [2006b] 「財務諸表の構成要素」『討議資料財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会、第3章。
- 企業会計審議会 [1962] 「繰延資産について」『企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書』第五、企業会計審議会。
- 佐藤信彦 [2008] 「財務会計の基礎概念」河崎照行・齋藤真哉・佐藤信彦・柴健次・高須教夫・松本敏史 編集『スタンダードテキスト財務会計論Ⅰ 基本論点編 (第2版)』中央経済社、1-29頁。
- 寫村剛雄 [1985] 『会計原則コンメンタール (増補改訂版)』中央経済社。
- 高寺貞男 [1982] 「利益償却」黒澤清編集代表『会計学辞典』東洋経済新報社、849頁。
- 武田隆二 [2004] 『会計学一般教程 (第6版)』中央経済社。
- 田中耕三 [1944] 『貸借対照表法の論理』有斐閣。
- 中村忠 [1975] 「貸借対照表原則に関する注解とその問題点」黒澤清編著『新企業会計原則訳解』中央経済社、303-336頁。
- 西山忠範 [1987] 「繰延資産—創立費の繰延べ」上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編著『新版注釈会社法 (8) 株式会社の計算 (1)』有斐閣、199-212頁。
- 沼田嘉穂 [1992] 『会計教科書 (五訂新版)』同文館。
- 万代勝信 [2007] 「資本・利益の区分をめぐる歴史的動向と理論」『企業会計』第59巻第2号、18-24頁。
- 森川八洲男 [2008] 『体系財務諸表論 (第2版)』中央経済社。
- 弥永真生 [2004] 『コンメンタール商法施行規則 (改訂版)』商事法務。
- 弥永真生 [2007] 『コンメンタール会社計算規則・商法施行規則』商事法務。
- 山榊忠恕 [1954] 「三つの『ビジネス・エンティティ』観」『會計』第65巻第6号、50-64頁。
- 山榊忠恕・寫村剛雄 [1992] 『体系財務諸表論 理論編 (四訂版)』税務経理協会。
- 渡辺和夫 [2007] 『財務会計変遷論』同文館。
- Anthony, R.N. [1984] *Future Directions for Financial Accounting*, Dow Jones-Irwin. (佐藤倫正訳『アンソニー財務会計論』白桃書房、1989年)
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1985] *Elements of Financial Statement*, Statement of Financial Accounting Concepts No.6. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社、2002年)
- FASB [1992] *Accounting for Income Taxes*, Statement of Financial Accounting Standards No.109.
- FASB [2005] *Minutes of the May 11, 2005 Board Meeting: Liabilities and Equity—Display/Measurement, Issuance Costs, Recognition of Forward Contracts, etc.*, Board Meeting Minutes. (http://www.fasb.org/board_meeting_minutes/05-11-05_liabeq.pdf)
- International Accounting Standards Board (IASB) [2008] *Financial Instruments: Presentation*, International Accounting Standard No.32. (企業会計基準委員会訳『国際財務報告基準 (IFRSs™) 2007』レクシスネクシス・ジャパン、2008年)
- International Accounting Standards Committee (IASC) [1989] *The Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. (企業会計基準委員会訳『国際財務報告基準 (IFRSs™) 2007』レクシスネクシス・ジャパン、2008年)
- IASC [2000] *Income Taxes*, International Accounting Standard No.12. (企業会計基準委員会訳『国際財務報告基準 (IFRSs™) 2007』レクシスネクシス・ジャパン、2008年)
- Miller, M.C. and M.A.Islam [1988] *The Definition and Recognition of Assets*, Accounting Theory Monograph No.7, Australian Accounting Research Foundation. (太田正博、ジョアン・ロック訳『資産の定義と認識』中央経済社、1992年)
- Paton, W.A. and A.C.Littleton [1940] *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association. (中島省吾訳『会社会計基準序説 (改訂版)』森山書店、1958年)
- Schroeder, R.G., M.W.Clark and J.M.Cathey [2005] *Financial Accounting Theory and Analysis*, 8th edition, John Wiley and Sons, Inc. (加古宜士・大塚宗春監訳『財務会計の理論と応用』中央経済社、2004年)